

LINE 法人向けサービス 基本約款

第1条 (約款の適用)

1. LINE 株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、LINE 法人向けサービス基本約款 (以下、「基本約款」といいます。) を定め、基本約款を遵守することを条件として、利用契約を締結して頂いたお客様 (以下、「契約者」といいます。) に対して、LINE 法人向けサービス (以下、「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 基本約款は、当社が別途サービスの種類毎に定める個別の約款 (以下、「個別約款」といいます。) とあわせて適用されます。
3. 基本約款と個別約款の内容が異なる場合は、個別約款が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、契約者に事前の通達をすることなく、基本約款、個別約款および本サービスの内容等を変更する場合があります。この場合の提供条件は変更後の基本約款、個別約款およびサービスの内容等によるものとします。

第2条 (契約関係)

1. 本サービスの利用を希望する者は、基本約款および該当するサービスの個別約款に同意のうえ、当社が別途定める「申込書」または電子メールを含む書面 (以下、「申込書等」といいます。) に、必要事項を記入して当社に送信し、当社がこれを承諾することによって、本サービスにかかる「利用契約」が成立するものとします。
2. 契約者は、広告代理店を介して本サービスの利用契約を申し込むことができるものとします。
3. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、その契約の申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 利用を希望する者が、本サービスを含む当社および当社のグループ会社を実施するサービスの利用料金、費用、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 利用を希望する者が、本サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 申込書等に、虚偽または事実と異なる記載があったとき。
 - (4) 前三号の他、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
4. 利用契約の成立後であっても、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知または勧告をすることなく本サービスの停止または利用契約を解除できるものとします。

第3条 (利用料金等)

1. 本サービスの利用料金およびその他の契約条件等は、個別約款、申込書等により定める

ものとしてします。

2. 当社は、毎月の月末締めで当月分の本サービスにかかる利用代金を、翌月の5営業日までに契約者に到着するよう請求書を発行するものとしてします。

3. 契約者は、前項の当社からの請求に基づき、利用代金を振込みによる方法により支払うものとしてします。なお、振込にかかる手数料は契約者が負担するものとしてします。

4. 契約者が、当社に対して利用代金を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている場合は、消費税相当額をあわせて支払うものとしてします。

5. 当社は、利用代金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとしてします。

6. 契約者が、本サービスの利用代金または割増金の支払いを遅延した場合は、その延滞期間につき、未払額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとしてします。

7. 当社は、本サービスの利用代金および契約条件等を変更できるものとし、当社が当該変更を行う場合は、契約者に対し、電子メールを含む書面により事前に通知するものとしてします。

第4条（提供中断）

当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部または全部を一時的に中断する場合があります。

- (1) 本サービスに用いる設備の保守または工事などを行うとき
- (2) 本サービスに用いる設備に障害が発生したとき
- (3) 電気通信事業者の提供する役務に起因して、電気通信サービスの利用が不能となったとき

第5条（提供停止）

当社は、契約者が以下の各項に該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとしてします。

- (1) 支払期日を経過しても利用代金を支払わないとき
- (2) 管理画面およびアカウントの譲渡・貸与、共用する行為を行ったとき
- (3) 第三者の有する工業所有権、著作権その他の知的財産権を侵害したとき
- (4) 憲法、条約、法律、条例等あらゆる法規一般に反する行為を行ったとき
- (5) 虚偽または捏造した情報を含む情報を配信したとき
- (6) 公序良俗に反する内容の情報を配信したとき
- (7) 第三者の名誉、信用、プライバシー、権利等を侵害したとき
- (8) 当社または当社の顧客に不利益や損害をもたらす行為を行ったとき
- (9) その他、当社が不正または不適切と認める行為を行ったとき

(10) 当社および本サービスの提供または遂行に著しい支障を及ぼし、または、及ぼすおそれがあると当社が判断するとき

(11) Apple inc.、Google inc. その他当社が利用するアプリマーケットを運営、提供する第三者（以下「プラットフォーム」といいます。）から本サービスの一部または全部の提供を停止するよう求められたとき

第6条（サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの一部または全部を終了することがあります。
2. 当社は、本サービスを終了するときは、契約者に対して3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。
3. 前二項により、本サービスが終了したときは、当該終了の日に利用契約も同時に終了するものとします。

第7条（契約の解約）

1. 当社は、契約者が第5条（提供停止）の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、通知することによって直ちに利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社および契約者は、相手方の役員、従業員、代理人または媒介者（以下、「関係者」といいます。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるもの。）であることが判明したとき、または相手方の関係者が反社会的勢力と関与していることが明らかになったときは、通知することによって直ちに利用契約を解約することができるものとします。

第8条（情報の権利）

1. 契約者が、本サービスに登録した情報の著作権を含む知的財産権は、契約者に帰属するものとします。
ただし、当社はこれら契約者の知的財産権を保護する義務は追わないものとします。
2. 契約者は、当社に対して本サービスに必要な範囲で本サービスに登録した情報の利用を許諾する（当社に対する著作者人格権の不行使を含みます。）ものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用により取得した、本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）に関する情報（名前、ID、アイコン用画像、ステータスメッセージ、コンテンツ等を含みますが、この限りではありません。以下、「利用者情報」といいます。）の権利は、当社に帰属するものとします。ただし、契約者が本サービスを利用し、契約者または契約者が指定する本サービス以外のリンク先において収集する利用者の情報についてはこの限りではありません。

4. 契約者は、本サービスの利用目的以外で、利用者情報を収集または再利用できないものとして扱います。
5. 契約者は、本サービスを利用してみなし属性を利用した広告、メッセージ等（以下、「広告等」といいます。）を配信する場合、広告等に接触した利用者の属性を識別してはなりません。本項の禁止事項には、広告等の配信時に属性毎に個別の遷移先を指定することおよび遷移先を指定する URL 中に遷移経路を追跡可能にする特定の情報の付加等を行うことが含まれますが、これに限られません。
6. 当社は、本利用契約が終了した場合または本サービスの提供が終了した場合、契約者が本サービスに登録した全ての情報を当社の裁量により削除することができるものとし、契約者は予めそれに同意するものとして扱います。
7. 契約者は、本サービスを通じて利用者に配信された情報が、利用契約終了後においても、利用者の端末上に保存され、利用者が継続して利用できることに予め同意するものとして扱います。

第9条（機密保持）

1. 利用契約により開示された当社または契約者が有する情報のうち、開示者より機密であるとして開示を受けた情報は、機密情報として取り扱うものとして扱います。
2. 利用契約により開示された当社または契約者の所有する個人情報情報は機密情報として扱うものとし、当社および契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとして扱います。
3. 当社および契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に電子メールを含む書面により報告するものとして扱います。
4. 当社および契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとして扱います。ただし、以下の各号に該当する情報は、機密情報に含まれないものとして扱います。
 - (1) 開示前に既に知っていた情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
 - (3) 守秘義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
 - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
5. 法令または金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定め等（以下、総称して「法令等」という。）に基づき、開示者から開示された機密情報の開示を要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において開示をする場合、受領者は開示に先立ち開示者に通知するものとして扱います。ただし、法令等による制限または時間的制約等やむを得ない事由により事前の通知をすることができない場合は事後の通知で足りるものとして扱います。本項の定めに従い開示を行なう場合、受領者は、第1項の規定にかかわらず、機密情報を必要最小限の範囲で

開示することができます。ただし、当該開示において開示者から機密情報の機密を保持するための指示があった場合、受領者は法令上および実務上可能な限りこれに従うものとします。

6. 当社および契約者は、利用契約が終了した場合、または利用契約の有効期間中に開示者から要求があった場合は、当該機密情報およびその複製物等を返還または破棄するものとします。

7. 契約者と当社の間で、別途「機密保持契約」および「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的の契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。

第10条（損害賠償）

1. 契約者が、基本約款および個別約款に違反し、よって当社に損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますが、それに限られません。）を直ちに賠償する責任を負うものとします。

2. 契約者は、本サービスに関連して本サービスの利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下、「クレーム等」といいます。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は、契約者の負担とするものとします。

3. 当社は、火災、停電、天災地変等の不可抗力、ネットワークおよびシステムの障害等または第5条11号に定める事由により本サービスの提供を中断ないし停止したとしても、当該中断・停止により契約者に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。

4. 契約者が本サービスを利用して、外部のサービスへ利用者を誘導する場合、技術上の原因その他の原因により、当該外部サービスを利用者が利用できない場合があります。また、かかる誘導によって、契約者は利用者からのクレーム、プラットフォームによる不利益な対応、その他の不利益（以下総称して「本件不利益」といいます。）を被る可能性があります。契約者はこれらの可能性を認識した上で、自己の責任で外部サービスへの誘導を行うものであり、当該外部サービスを利用できない事態が生じることおよび本件不利益について、当社は一切その責任を負わないものとします。

5. 当社は、基本約款および個別約款に定める事項に関して、当社の故意または重大な過失によって、契約者に損害を与えた場合に限り、契約者に生じた通常かつ現実の直接損害について、月額費用の1ヶ月分または当該損害が発生した前月に、契約者が当社に現実に支払った本サービスの利用代金のいずれか低い方の金額を上限として賠償するものとします。

第11条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その代表者、商号、住所について変更があった場合は、速やかに電子メールを含む書面により当該変更を当社に届け出るものとします。

2. 前項の届出があった場合、当社は契約者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することができるものとし、契約者は当該請求に応じるものとします。

第12条（地位の譲渡および承継）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位および本契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。

第13条（分離可能性）

基本約款または個別約款の一以上の条項が裁判所等の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項および関連する規定類の有効性ないし履行可能性は何ら影響も受けないものとします。無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に従い当社および契約者の当初の意図を反映した条文に変更されるものとします。

第14条（準拠法）

基本約款および個別約款は、日本法を準拠法とします。

第15条（専属的合意管轄）

基本約款および個別約款または本サービスに関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議）

基本約款および個別約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意をもって協議のうえ、信義に則して解決するものとします。

附則

（実施年月日）

1. この基本約款は2012年6月1日より制定・施行します。

1. この基本約款は2012年10月15日より改定・施行します。

1. この基本約款は2013年4月1日より改定・施行します。

1. この基本約款は2015年10月1日より改定・施行します。

1. この基本約款は2016年4月1日より改定・施行します。

1. この基本約款は2018年5月18日より改定・施行します。

1. この基本約款は2018年11月12日より改定・施行します。